

# 横浜市の公共建築物における環境配慮基準

平成26年12月4日

## 1 目的

この基準は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月条例第58号）に基づき、横浜市が整備する公共建築物に求められる環境配慮の水準を定め、環境への負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した公共建築物の整備を推進することを目的とする。

## 2 基本事項

### (1) 基本方針

横浜市生活環境の保全等に関する条例第141条の2に基づき、横浜市は、公共建築物の建築に際し、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずることとする。

### (2) 配慮すべき事項

横浜市が、公共建築物の建築に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項については、「建築物環境配慮指針（平成17年3月15日横浜市告示第85号）」に定めるものとする。

### (3) 環境配慮の水準

環境配慮の水準は、次によるものとし、ア及びイに示す水準と同等以上であることを確認する。ただし、ウに掲げる場合はこの限りではない。

#### ア 「非住宅建築物の省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン(2013)（平成25年 国土交通省住宅生産課）」に基づく建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）

##### (ア) 主要な施設<sup>※1</sup>（市庁舎、区庁舎等）

☆☆☆☆（ $0.5 < BEI^{※2} \leq 0.7$ ）となること。

##### (イ) その他の施設（延べ面積が 300 m<sup>2</sup>以上）

☆☆☆（ $0.7 < BEI \leq 0.9$ ）となること。

※1 大規模（概ね10,000m<sup>2</sup>以上）で不特定多数の市民が利用する施設

※2 建築物省エネルギー性能表示制度による評価指標

BEI＝設計一次エネルギー消費量／基準一次エネルギー消費量

#### イ 横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE横浜）

##### (ア) 主要な施設（市庁舎、区庁舎等）

Sランクとなること。

##### (イ) その他の施設（延べ面積が 300 m<sup>2</sup>以上）

Aランクとなること。

#### ウ 次に該当する場合は、適用しないものとする。

##### (ア) 増築の場合

##### (イ) 工場、倉庫等

##### (ウ) 上記(ア)(イ)のほか、特殊な機能を有する公共建築物

## 3 適用日

この基準は、平成27年度に設計を行うものから適用する。